

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十二号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「児童等の」を「児童の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

2 奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年十月奈良県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第十三条第四項」を「第十三条第五項」に改め、同項の表第十二条の項中「児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。